

札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務に係る
企画競争評価基準

1 本書の目的

本書は、「札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務」（以下「本事業」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 審査・評価の実施主体

本事業に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において行う。

3 審査方法

委員は、「札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務 提案説明書」、「札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務 仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は1つの企画提案につき100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、獲得点数の最も高い者を契約候補者とする。

4 審査手順

(1) 審査

企画提案書に基づき、ヒアリング審査を行い、審査後、各委員は採点を行う。

(2) 契約候補者の決定

ヒアリング審査の得点に基づき、契約候補者を選定する。

5 採点の方法

委員は、提案に対し別添により、各項目について下記のとおり採点する。なお、間の点数は認めない。

(1) 15点満点の項目の場合

特に優れている→15点、優れている→12点、普通→9点、やや不十分→6点、不十分→3点、評価不能→0点

(2) 10点満点の項目の場合

特に優れている→10点、優れている→8点、普通→6点、やや不十分→4点、不十分→2点、評価不能→0点

(3) 5点満点の項目の場合

特に優れている→5点、優れている→4点、普通→3点、やや不十分→2点、不十分→1点、評価不能→0点

6 最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、「8 評価基準（別表）」における「2-1 業務内容 軽量パネルの壁面設置に向けた調査方法」、「2-1 業務内容 構造への影響の検証方法」の合計点の得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

- 7 企画提案書の提出が1者からのみであった場合
委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。
- 8 評価基準
別表のとおり

札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務 評価基準

評価項目		評価の視点	評価基準	配点
1 能力評価 (30点)	1-1 履行実績	関連業務の履行実績	同種・類似業務の履行実績があるか。	5
		主担当者の経歴等	効果的に業務を実施するための能力を有する者が主担当として確保されているか。	5
	1-2 実施体制	実施体制について	・役割や責任を的確にし、効率的に本業務を遂行できる実施体制となっているか。	5
		スケジュール	本業務を遂行できる計画的なスケジュールとなっているか。	5
	1-3 理解度	本市の現状と課題の理解度	本市のエネルギー施策とその現状、本市が抱える課題を的確に把握ができているか。	10
2 提案評価 (70点)	2-1 業務内容	軽量パネルの壁面設置に向けた調査方法	積雪寒冷地における軽量パネルの壁面設置の事例が少ない中で、留意すべき技術的な課題と様々な用途の市有施設におけるポイントについて提案できているか。	15
		施設選定の方法	様々な用途や施工条件が予想される市有施設における太陽光発電設備を導入する施設選定のポイントについて提案できているか。	15
		構造への影響の検証方法	様々な用途や施工条件が予想される市有施設に対して、構造への影響を検証する方法と重要と考えるポイントについて提案できているか。	15
		再生可能エネルギー電力の活用に向けた調査方法	太陽光発電設備を設置した施設で消費しきれない余剰電力等を他市有施設での活用を進めるうえで有効と考えられる調査の視点について提案できているか。	15
	2-2 その他	独自提案	仕様書で求める以外の独自提案があるか。	10
合計				100